

V. 入所系サービス

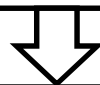
連続利用について(1)



概要

原則

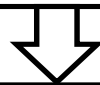
施設入所と変わらない利用を防止するとともに、他の利用者の短期入所サービスの利用を確保するため、連続して利用する場合は30日目までが報酬算定の限度となっている。



利用者の家庭や心身の状況等を勘案して、短期入所を30日以上利用せざるを得ない場合も想定されるため、特に必要とされる場合に限り、特例的な取扱い（いわゆる「連続30日利用に関するリセット」）が認められている。

報酬算定

長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者）については、基本報酬の評価を適正化



連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所（※）している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、1日につき30単位を所定単位数から減算

※（指定居宅サービス基準に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。）

V. 入所系サービス

連続利用について(2)

例1(短期入所生活介護以外のサービスは使わない場合)

30日連続利用 ※1 リセット			※2 リセットされない					
7/17~31	8/1~15	8/16	8/17~20	8/21~31	9/1~15	9/16	9/17~20	9/21~30
15日	15日	1日	4日	11日	15日	1日	4日	10日
支給限度額内利用	支給限度額内利用	連続利用制限による全額自己負担	支給限度額内利用	支給限度額超過(全額自己負担)	支給限度額内利用	連続利用制限による全額自己負担	支給限度額内利用	利用なし
			30日連続利用			リセット		

備考

※1 連続利用が30日超に及ぶ場合、**31日目は連続利用制限の対象**

- ・ 7/17~8/15の利用日数は30日。連続利用日数リセットのためには、31日目(8/16)を全額自己負担で利用する必要があり、これにより8/17から改めて連続利用日数をカウントすること。
- ・ 退所の翌日に再入所した場合、連続利用は継続となり、30日超分の算定不可。
→ リセットのためには、**丸1日**全額自己負担による利用が必要。

※2 支給限度額超過による全額自己負担での利用については**リセットされず、連続利用日数に通算してカウント**。

注意

退所と同日に入所した場合は、退所する施設を自己負担利用したとしても連続利用カウントはリセットされず**連続利用としてカウント**。

連続利用(リセットされない)

連続利用30日	1日	連続利用5日
A施設 支給限度額内利用	・ A施設を退所 (自己負担利用) ・ B施設に入所	B施設利用



V. 入所系サービス

連続利用について(3)

例2(短期入所生活介護と短期入所療養介護以外のサービスは使わない場合)

※1 通算しない

※2			※2			
8/1~9	8/10~25	8/25~27	8/28~31	9/1~10	9/10~16	9/17~30
9日	16日 (A施設)	3日 (B施設)	4日 (B施設)	10日 (B施設)	10日 (B施設)	14日
	短期入所生活介護	短期入所療養介護			短期入所生活介護	
サービス利用なし	支給限度額内		支給限度額超過	支給限度額内		サービス利用なし

備考

- ※1 連続利用日数については、短期入所生活介護、短期入所療養介護それぞれについてカウント
 → A施設での利用日数とB施設での利用日数は通算されない。
 このため、例の場合、A施設への入所から通算して30日超となる日以降についても連続利用制限の対象とはならない。
 → この場合であっても適切な短期入所サービスの計画、利用が必要であることに十分留意すること。
- ※2 同一日入退所をする場合については、連続利用日数をカウントする場合は2日のカウント
 → 例2の場合で、短期入所生活介護を連続利用した場合の8/25については、A施設での利用は連続16日目、B施設での利用は連続17日目となる。
- ※3 連続入所中に区分変更があった場合(要介護←→要支援)、支給限度額超となり、自己負担で利用することとなった場合は、いずれの場合にもカウントはリセットされず、連続利用としてカウント